

# 農家の皆様へ

玉川村産業振興課

## 台風19号により被災した農家への特別対策について

### 1. 未収穫米関係

台風の影響で泥流が流入したことにより、稲の収穫ができなくなった水田に対し、下記により支援します

#### 【土砂流入水田等対策事業】

支援内容	対応事業	支援の内容
稲の収穫ができなくなった水田に対し、営農再開支援。	稲の収穫ができなくなった水田に対し、農業者が行う稲の腐熟化促進の取組に要する経費を支援。	<u>補助率：事業費の2/3以内</u>

#### 【対象取組内容】（例）

(1)土壌改良資材・初期除草剤の購入	・ ようりん
	・ 石灰窒素
	・ 初期除草剤
(2)作業費	・ 稲の細断
	・ 散布
	・ 耕耘

※上記の作業を組み合わせた経費の2/3以内の補助となります。

※本事業は災害発生日以降に着手した事業を対象としていますので、すぐに着手していただいて構いません。

その際、被災状況や作業状況が分かる写真と作業日報、資材購入などに係る見積書、請求書、領収書などの保存保管をお願いいたします。

## 2. 露地資材関係

台風19号による水害により、露地栽培の資材が破損、流出した方に対し、下記により支援します

### 【露地栽培営農継続対策事業】

支援内容	支援の内容
露地資材（支柱・パイプ）の再取得に要する経費を支援。	補助率：事業費の1/2以内 (1人当たり上限500,000円)

※ 本事業は災害発生日以降に着手した事業を対象としていますので、すぐに着手していただいて構いません。

その際、被災状況が分かる写真と作業日報、資材購入などに係る見積書、請求書、領収書などの保存保管をお願いいたします。

### 事業の申込みや詳細について

これらの事業を予定される方については、令和2年2月14日（金）までにご連絡ください。

【お問合せ】 玉川村産業振興課  
TEL 57-4627